○九州地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二十六日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

三　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
号　係郡熊本県図面に表示する部分（熊本市北区植木町大字古閑字一岡字上ノ原花ノ木中の松字千手北番一から同字大六番七まで）　九州地方整備局道路事務所及び同局八代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月二十七日

○九州地方整備局告示第十七号

専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二十六日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　指定する道路の部分　区間　幅員　延長
係郡熊本県玉名郡玉東町大字木葉字北原一〇七六番二から同郡菊水町大字江田字大塚一〇・一キロメートル　七・七キロメートル
係郡熊本県玉名郡玉東町大字木葉字北原一〇七六番二から同郡菊水町大字江田字大塚一五・一三四・五メートル　七・七キロメートル
係郡熊本県玉名郡玉東町大字木葉字北原一〇七六番二から同郡菊水町大字江田字大塚一五・一三五・七メートル　七・七キロメートル
係郡熊本県玉名郡玉東町大字木葉字北原一〇七六番二から同郡菊水町大字江田字大塚一五・一三五・七メートル　七・七キロメートル

四　指定する期日　平成二十八年二月二十六日

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二十六日　北海道開発局長　本田　幸一

一　道路の区域
（一）道路の種類　一般国道
（二）路線名　二百三十号
（三）区間　後変別更前　幅員　延長
南札幌区定山渓温泉東四丁目三〇六番五から同市後前　三一・五八八メートル　〇〇・〇一一キロメートル
南札幌区定山渓温泉東四丁目三〇六番六から同市後前　三一・五八八メートル　〇〇・〇一一キロメートル
南札幌区定山渓温泉東四丁目三〇六番六から同市後前　三三・五四四メートル　〇〇・〇一一キロメートル
南札幌区定山渓温泉東四丁目三〇六番六から同市後前　三三・五四四メートル　〇〇・〇一一キロメートル
（四）図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二十六日　北海道開発局長　本田　幸一

四百五十三号　伊達市大滝区北湯沢番二六番一泉町三二九番二一から北海道有珠郡壮瞥町大字字鱒泉まで　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年二月二十七日十二時

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１０９号

横浜市神奈川区西寺尾４丁目15番４号207
債務者　株式会社濱虎
代表者代表取締役　松本　正人
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　八郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４３号

大阪市中央区北新町３番４号
債務者　株式会社ニッケン
代表者代表取締役　川勝　完三
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　敏志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６９号

大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目４番13―504号
債務者　株式会社ゲイン
代表者代表取締役　山下　義之
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　雅彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７号

釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目４番23号
債務者　株式会社吉田屋本店
代表者代表取締役　吉田　一壽
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午後２時
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３１７号

大阪市中央区島之内１丁目21番19号　オリエンタル堺筋ビル402号室
債務者　ザ・ミス株式会社
代表者代表取締役　三枝　嗣典
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３号

大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
債務者　株式会社北部東促
代表者代表取締役　石川　正幸
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　真介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８号

三重県四日市市昌栄町14番15号
債務者　株式会社集客支援
代表者代表取締役　大冨　敦司
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前10時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号

大阪府東大阪市西堤２丁目１番39号
債務者　有限会社島田産業
代表者代表取締役　島田　好勝
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部